

[事案 24-4] 契約無効請求、払済保険復旧請求

・平成 24 年 11 月 7 日 裁定終了

<事案の概要>

終身保険を減額して払済保険にし、新たに契約を締結してその契約の保険料の一部に終身保険の返戻金を充当したが、募集人に虚偽の説明があったとして、従来の終身保険への復旧を求めて申立てがあったもの。

<申立人の主張>

平成 3 年 4 月に終身保険（①契約）に加入し、平成 16 年 3 月に終身保険変更制度を利用して①契約の一部分を利差配当付更新型終身保険（②契約）に変更し、残存契約を払済保険に変更したが、以下のとおりその変更の経緯に納得がいかないため、終身保険を従来の内容に復旧してほしい。

- (1) ①契約は入院給付金が日額 5000 円であると思って日額 1 万円に変更したいと考え、増額の申し入れをしたところ、増額はできないと言われ、①契約の終身保険の一部分を残して、残余の部分を②契約に変更したが、①契約は本来日額 1 万円の入院給付金が支払われる保険であったので、変更の必要はなかった。
- (2) ①契約の死亡保険金の減額変更の申込をする際、減額をすればその後終身保険を年金に移行して年金受給するに際し、受取年金額が無くなることは知らず、かつその説明もなく、「年金は出ますか。」と聞いた際にも、募集人は「年金は出ます。」と虚偽の説明をした。年金が無くなることを知っていたら、減額変更はしなかった。

<保険会社の主張>

下記の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) ①契約の保険証券、①契約および②契約の保障設計書その他あらゆる部分に①契約の入院給付金日額は記載されているため、①契約の減額変更、②契約の締結時に、①契約の入院日額を誤信していたはずはない。
- (2) 申立人は、①契約を減額し減額分の返戻金を②契約の保険料へ充当することを確認した旨の書類に署名押印しており、②契約の申込書にも押印している。更に、②契約の保障設計書等にも、①契約を減額して変更価格を②契約の保険料に充当する旨が記載されている。更には、募集人からは①契約の減額、②契約への加入について詳細な説明を行っている。よって、申立人が①契約の入院特約を変更するという意思であったとは考えられない。

<裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面および申立人、募集人からの事情聴取の内容にもとづき審理した結果、下記の理由により申立内容は認められないことから、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条にもとづき、裁定書をもってその理由を明らかにして裁定手続を終了した。

- (1) ②契約の募集に際して示されたと認定できる終身保障変更制度の設計書には、変更前の

契約と変更後の契約の内容が分かりやすく示されているが、同書面には①契約の入院給付金日額は1万円と明確に記載されており、少なくともこの段階では、上記金額の誤認は正されていたものと推定され、かかる明確な書面を示して募集人が虚偽の説明をするとは考えられず、詐欺の事実を認定することはできない。

- (2) 申立人が当初は誤解していたとしても、設計書を見た時点では誤解であることが明らかになるので、錯誤の認定は困難である。仮に錯誤があったとしても、設計書や保険証券を見れば極めて容易に誤解であることが分かることから、当該錯誤をするにつき、申立人には重大な過失があるので、民法 95 条ただし書きにより、変更手続の無効を主張することはできない。
- (3) ①契約は、終身保障部分は払済保険として残されているため、一定年齢になれば年金として受け取ることが可能であり、従って募集人が「年金は出ます。」と言ったことは何ら事実に相違するものではなく、終身部分を減額し、従って保険料も減額した契約で、従来どおりの年金額が支払われると考えることは通常はありえないので、当然年金額は減少することを前提としながら、「年金は出る」と答えても、故意により欺罔行為を行ったとは評価できないことから、変更手続の詐欺による取消は認められない。
- (4) ①契約は、保障部分とは別個に年金支払いを内容とする保険ではないことから、終身保険等を減額すれば、当然に同保険の解約返戻金が減ること、従って年金が減少することは容易に分かる。もし、このような年金を受け取る仕組みが分からなかったとしても、終身保険部分を減額すれば、その部分の保険料が減少すること、保険料が減少すれば、積立金が従来の予定から減少すること、従って、受け取る年金も減ることは当然に分かることから、申立人は錯誤をするにつき重大な過失があると言えるため、申立人は変更手続の錯誤による無効を主張できない。